

平成23年度 排ガス中の放射性物質濃度測定結果一覧表

- 1、採取場所 西多摩衛生組合 環境センター
- 2、分析機関 株式会社 環境管理センター
- 3、採取方法 放射能濃度等測定方法ガイドライン（環境省）
- 4、測定機器 ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー
- 5、測定結果 単位：Bq/m³N

採取日	号炉	採取時間	排ガス濃度			
			試験項目	放射性セシウム合計	放射性セシウム内訳	
					放射性セシウム134	放射性セシウム137
H23. 7. 26	2号炉	11:30 ~ 15:30	ろ紙部	不検出 (※1)	不検出 (<0.063)	不検出 (<0.075)
			ドレン部	不検出	不検出 (<2.5)	不検出 (<2.8)
			活性炭部	不検出	不検出 (<0.22)	不検出 (<0.20)
H24. 1. 12	2号炉	11:30 ~ 15:30	ろ紙部	不検出	不検出 (<0.35)	不検出 (<0.42)
			ドレン部	不検出	不検出 (<0.75)	不検出 (<0.85)
H24. 2. 13	3号炉	10:40 ~ 14:40	ろ紙部	不検出	不検出 (<0.43)	不検出 (<0.42)
			ドレン部	不検出	不検出 (<0.76)	不検出 (<0.75)
H24. 3. 23	1号炉	11:30 ~ 15:30	ろ紙部	不検出	不検出 (<0.40)	不検出 (<0.35)
			ドレン部	不検出	不検出 (<0.88)	不検出 (<0.80)

煙突から排出される排ガスの放射性物質の測定結果は、すべて不検出でした。
 (※1) 「不検出」とは、検出限界濃度以下を表します。また、() 内は検出下限値を表します。

- ①放射性物質汚染対処特措法（平成24年1月1日施行）
 第33条（特定一般廃棄物処理施設維持管理基準）第1項第1号に基づき、当該排ガスの排出口において、それぞれの事故由来放射性物質の3月間の平均濃度に対する割合の和が1を超えないようにすること。
- ②大気中の監視基準は、原子力施設に適用されているものを清掃工場に適用させています。
- ③下記の濃度限界は、同一人が0歳児から70歳になるまでの間、当該濃度を含む空気を摂取したとしても、被ばく線量が一般公衆の許容値（年間1mSv）以下として設定されたものです。
 （放射性物質の挙動からみた適正な廃棄物処理処分（技術資料）平成23年12月2日第1版
 （独）国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター）

放射性物質の種類	大気中の濃度限界(Bq/m ³)	大気中の監視基準	
放射性セシウム134	20	放射性セシウム134の測定結果	放射性セシウム137の測定結果
放射性セシウム137	30	20	30

+ ≤ 1